

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書の訂正報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の2第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成19年10月19日

【事業年度】 第83期(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

【会社名】 中部鋼板株式会社

【英訳名】 Chubu Steel Plate Co.,Ltd

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 成 田 健一郎

【本店の所在の場所】 名古屋市中川区小碓通5丁目1番地

【電話番号】 052(661)0180

【事務連絡者氏名】 財務部長 水 谷 忠

【最寄りの連絡場所】 名古屋市中川区小碓通5丁目1番地

【電話番号】 052(661)0180

【事務連絡者氏名】 財務部長 水 谷 忠

【縦覧に供する場所】 株式会社名古屋証券取引所
(名古屋市中区栄三丁目8番20号)

1 【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成19年6月25日に提出いたしました第83期(自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)有価証券報告書の記載事項につき、一部に訂正すべき事項がありましたので、これを追記するため有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第一部 企業情報

第4 提出会社の状況

6 コーポレート・ガバナンスの状況

3 【訂正箇所】

訂正箇所は____を付して表示しております。

第一部【企業情報】

第4 【提出会社の状況】

6 【コーポレート・ガバナンスの状況】

(訂正前)

①～⑦<省略>

(訂正後)

①～⑦<省略>

⑧取締役の定数

当社の取締役は12名以内とする旨を定款に定めております。

⑨取締役の選任の決議要件

取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定めております。

また、取締役の選任については、累積投票によらない旨も定款で定めております。

⑩株主総会決議事項を取締役会で決議することができる事項

(1) 自己株式の取得

当社は、自己株式の取得について、機動的な資本政策の遂行を可能とするため、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって同条第1項に定める市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。

(2) 中間配当

当社は、株主への機動的な利益還元を行うため、会社法第454条第5項の規定により、取締役会決議によって、中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

⑪株主総会の特別決議要件

株主総会の円滑な運営を目的として、会社法第309条第2項の規定による株主総会の決議の定足数を、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上とする旨を定款に定めております。